

北海道告示第 10411 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 7 月 14 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 3 月 12 日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フード D LISTA・ツルハドラッグ大麻北店  
江別市大麻北町 521-2 ほか

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社豊月 代表取締役 豊岡 憲治  
苫小牧市永福町 1 丁目 1 番 17 号  
三菱 HC キャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

### (3) 変更した事項

#### ア 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

##### (ア) 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-4」のとおり  
(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-5」のとおり

##### (イ) 廃棄物保管施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-4」のとおり  
(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-5」のとおり

#### イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数 出入口 2 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所  
位置 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-4」のとおり  
(変更後) 数 出入口 2 箇所、入口 1 箇所、出口 2 箇所  
位置 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-5」のとおり

#### ウ その他 参考

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,911 平方メートル  
(変更後) 3,250 平方メートル

### (4) 変更の年月日

令和 7 年 2 月 21 日

### (5) 変更する理由

新設計画の小売業者を飲食店に変更及び駐車場の利便性を図るため

## 2 届出年月日

令和 7 年 2 月 20 日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

令和7年3月12日(水)から令和7年7月14日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

#### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

#### (4) その他

縦覧については、江別市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は江別市に問い合わせること。